

平成29年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 浜坂会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成29年11月9日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部高齢社会課 事業者管理係 現担当課：鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	法令に従い、最新の定款の備置き・公表がなされていない。定款の公表については、インターネットの利用により行うこととされており、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載により公表すること。（法第34条の2第1項、法第59条の2第1項第1号）	平成29年11月18日に法人ホームページへ掲載した。 また、情報公開規程を作成し、第165回理事会にて承認された。
2	理事会及び評議員会の議事録は、出席者の発言内容等が分かるように具体的かつ正確に記載すること	発言箇所に◎をつけて記載しているが、より分かりやすいように工夫して作成する。 たくさん意見を言ってもらえるよう進行を工夫していく。
3	理事会の決議を要する内容では、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定等することとなっているが、議事録に決議の内容の分かる内容が記載されていなかった。法定決議事項に準ずること。（法第45条の9第10項、別紙2定款例<説明>3理事会）	評議員会開催前の理事会にて説明はしていたが、議案として議場に諮っていないかった。 平成30年度より議案にあげることにする。
4	理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準については、法人の透明性を確保するため、評議員会の承認後、公表することが義務付けられているが、公表されていない。公表については、インターネットの利用により行うこととされており、原則として、法人（又は法人が加入する団体）のホームページへの掲載によること。	平成29年11月18日に法人ホームページへ掲載した。 また、情報公開規程を作成し、第165回理事会にて承認された。

	(法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号、規則第 10 条第 1 項)	
5	<p>貴法人経理規程について、会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項の規定内容が欠落している。については、社会福祉法人のモデル経理規定に準拠した内容に改め、定めるべき規定を追加すること。(留意事項 1 の(4))</p> <p>なお、経理規程に合せた細則等、貴法人の諸規程も条文整理すること(貴法人定款第 40 条)</p>	<p>新定款への変更に伴い、関連する規程の変更をしていなかった。</p> <p>モデル規程に準拠し、経理規程、経理規程別表 1、経理規程細則、資金運用規程を作成し、第 165 回理事会にて承認された。</p>
6	<p>貴法人経理規程第 20 条の補正予算について、予算執行中に、予算の変更事由が生じた場合には、理事長は補正予算を作成して理事会に提出し、その承認を得なければならないとあるが、平成 28 年度の法人単位資金収支計算書の人件費支出で予算額に対して決算額が乖離(不足)しており、予算額に比べ 1,344,885 円過大となっている。年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成すること。(留意事項 2 の(1)(2)、貴法人経理規程第 20 条)</p>	<p>現在、年 2 回補正予算を組んでいる。</p> <p>法定福利費を補正予算において過少計上していた。また、WAM 退職掛金の計上を予算と実績で異なる科目へ計上してしまった。(退職給付支出と福利厚生費支出)</p> <p>年度末の未払金計上について注意して予算を組んでいくようにする。</p>